

石川県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、石川県国民健康保険運営協議会条例（平成29年石川県条例第12号。以下「条例」という。）第5条の規定により、石川県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1）石川県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- （2）国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- （3）前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

（会議）

第3条 協議会は、条例第4条第2項で定める事項のほか、条例第2条各号に掲げる委員のうち各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（会議の公開）

第4条 協議会の会議は公開して行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは傍聴人の数を制限し、又は退場を命ずることができる。
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録）

第5条 会議を開催したときは、議事録を作成し、議長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

（書面による議事）

第6条 会長は、やむを得ない理由により協議会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

附 則

この要綱は、平成29年7月 日から施行する。